質問第一四二号

る質問主意書

総合規制改革会議議長より、 衆議院議員・城島正光の委員会質問について出された文書に関す

出者 城島 正光

提

総合規制改革会議議長より、 衆議院議員・城島正光の委員会質問について出された文書に関す

## る質問主意書

二〇〇三年六月三十日付、 総合規制改革会議議長・宮内義彦氏より、 衆議院議員・城島正光宛、 添付した

文書が内容証明にて送付された。このことにつき、以下政府の見解をお尋ねする。

内閣府設置法第三七条を根拠に内閣府に設置された合議制の機関であると承知

総合規制改革会議とは、

するが、 宮内氏が総合規制改革会議議長の役職名をもって、立法府の一員である衆議院議員宛、 総合規制

改革会議に関する事項につき文書を出すことは、 総合規制改革会議として決定された事項であるか否か。

(前項 項の質問に対する回答が 「決定された事項である」の場合) どの法律のどの規定に該当して、

決定されたのか。

 $\equiv$ (前項一 項の質問に対する回答が 「決定された事項でない」の場合) 決定された事項でないにもかかわ

らず、 議長名で今回の文書を出すことは認められ、 かつ適切であるか。

匹 係る行政の一部機関の議長名による文書の内容は、 事実に適合し、 かつ適切であるか。

五 係る行政の一部機関の議長名による文書の内容は、 憲法第五一条に違反する可能性があるのではない

六 行政府が、 国会議員の院内における発言に関して文書を出した先例はあるか。

 $\equiv$ 

## 城島正光 殿

5月14日の衆議院厚生労働委員会にて、貴職より坂口厚生労働大臣に質疑をなされた中で、総合規制改革会議および小職を含む委員に関して、憶測により事実を殊更に誇張、歪曲した不適切な質疑により、国民に対し多大なる誤解を与え、総合規制改革会議の公平性、中立性、公益性が疑われ、ならびに総合規制改革会議および関係委員の名誉を損なうような結果となったことは、不当であり極めて遺憾であり、本書面をもって厳重に抗議する。貴職の発言は添付議事録の通りであり、それに対し当方の主張は添付別紙の通りであるが、貴職の見解を問いたい。

小職は不当に損なわれた総合規制改革会議および関係委員に対する国民の誤解が払拭されることを求めるものである。

また、規制改革に反対されるのであれば、総合規制改革会議の委員個人やその構成ではなく、規制改革に反対する具体的かつ合理的な理由を挙げて質疑すべきであると考える。

## 当方の主張

城島議員は、石原規制改革担当大臣が総合規制改革会議を「非常に格式の高い会議」であると述べられた点に触れ、「非常に格式が高い会議に人材派遺業より2名も委員がいるのはどうか」という旨の発言をされている。また、委員の選出にあたり、政府の考え方が反映された委員選定となっていることが、公平性、中立性を損ね、本当の規制改革を行うとは思えない構成である旨の発言をされている。

これに関して、当方の主張は下記の通りである。

まず、総合規制改革会議の設置の趣旨、委員の選出に関して述べる。総合規制改革会議は、前身の規制改革委員会が平成12年12月12日に発表した「規制改革についての見解」の中で述べられる、「民間人を主体とし、客観性をもった提言をすることができる審議機関」という趣旨のもと設置されている。また、その委員の選出は、内閣府設置法に基づく政令、総合規制改革会議令にて「15人以内であること」、「優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する」とされている。

この趣旨に鑑みれば、15 人の委員に全ての産業の代表をバランスよく選出すること自体が総合規制改革会議の趣旨に反する。委員の選出には「優れた識見の有無」がその要件とされ、また、総合規制改革会議は内閣総理大臣の諮問に応じ、改革に関する事項を調査、審議し、意見を具申するための機関であり、専門領域よりも総合的な識見に優れることが条件であると考える。専門事項に関しては、その調査のために「専門委員を置くことができる」となっている。つまり、総合規制改革会議の委員は、各界の専門家を集めるものではなく、あくまで「優れた識見を持つ」ことを要件としており、専門的知識はその従物に過ぎない。

上記の趣旨に基づき「優れた識見をもつ」として選出された委員が、リクルートとザ・アールの 2 社の代表であったことにより、政府がその意思に沿った提言をさせようとしており公平性、中立性に欠ける、という発言は、総合規制改革会議に対しての大変な侮辱である。

総合規制改革会議の各委員は、その優れた識見によって選ばれ、客観的な提言を行わなければならない。各委員は、これに従って各問題につき検討を重ね、提言を行ってきたものである。規制改革は、特定の業界や企業の利益を目的とするのではなく、時代に合わなくなった規制を緩和、撤廃し、あるいは新しい規制を制定し、全ての機会が全ての人や企業、団体に均等に与えられ、国民や消費者の自由な選択が保障されるようにするものである。規制により特定の部分だけに機会が偏ることが無いように改革するものである。総合規制改革会議では、この理念の下に複数の委員が開かれた議論を行い、内閣総理大臣に提言を行っている。城島議員が問題とされている労働問題は「雇用・労働ワーキンググループ」で検討されており、このワーキンググループには、昨年は5名、今年度は4名の複数の委員が所属し、議論を行っている。各委員がそれぞれ客観性を旨として議論し、ワーキンググループでの検討結果に基づいて全体会議での審議と合意の

上で提言を行い、閣議にて検討されて初めて閣議決定となるもので、公正、中立という 趣旨は厳格に守られている。また、総合規制改革会議の審議の概要や配布資料等をホームページで公開しており、審議の経過や内容を分かりやすく開示している。決して密室の会議にて決められているわけではなく、建設業界にある「談合問題」や一般に取りざたされる「政官業の癒着問題」よりひどいとまで揶揄する城島議員の発言は、指摘の3委員のみならずワーキンググループに参加する各委員及び総合規制改革会議全委員の識見を疑うものであり、到底承服できるものではない。

次に、オリックス、リクルート、ザ・アールの 3 社が、各々の利益を図るために規制 緩和を行い、利益を分け合っているかのような発言に対しても大いに異論がある。自己 の勝手な憶測により、殊更に誇張、歪曲し、関係する各委員、ひいては総合規制改革会 議全体の識見を侮辱し、国民の誤解を招くような発言は不当である。

まず、オリックスが、ザ・アールの経営に相当の影響力があるかのような発言をされている。この発言では、ザ・アールの株式をオリックスが1万株保有しているとあるが、その出資比率はその他の多くの株主に過ぎず、少数株主として出資比率に応じた株主権を有するに留まる。しかし城島議員は、「本人以外では最大の株主の一人」という曖昧な表現を用い、あたかもオリックスがザ・アールに関して相当な影響力を持つかのように表現し、国民に対し誤解を招かせようとしたとしか考えられない。

また、城島議員は、オリックスはザ・アールより配当収入などの利益を受け、リクルートは自身が人材派遣関連企業である上、ザ・アールの取引先で利害関係がある、そのため、オリックスおよびリクルートが利益を受ける目的で、人材派遣業、ひいてはザ・アールの利益になるような規制緩和が実現するような提言を総合規制改革会議が行うように会議を誘導している、と聞くものに思わせる内容で発言をされている。

総合規制改革会議の行う提言に関して誘導するなどありえないし、規制改革は既得権益を打破し、全ての国民に選択の自由を与えるものであることは既に述べた通りである。 利害関係に関しても意図的な曲解による発言と思わざるをえない。

付記しておくが、リクルートは総合情報業であり、人材派遣業ではない。これは坂口厚生労働大臣が発言されている通りである。リクルートは総合情報業であるから相当量の情報を取り扱っているが、この情報には企業情報や求人情報、住宅情報などほとんどの分野が含まれており、むしろ関係がない企業の方が少ないのではないか。そのなかの一社にザ・アールが含まれており、そのためにリクルートがザ・アールの利益になるような提言を行っている、というのであれば、リクルートの代表である河野委員はほとんど全ての業界や企業の擁護をせねばならないことになる。河野委員は、逆にそういった広い視野で規制改革に対し意見をいただけるとの考えで選出されたものと考える。

以上の通り、城島議員の発言には誤解や曲解、憶測によると思われる内容が多く、そ ういった発言を国会で行い、国民に動揺を与え、総合規制改革会議および規制改革その

Ŧi.

ものへ不信感を誘導するような結果となったことに公憤を覚える。

当該発言をされた場所は国会の審議を行う委員会であり、規制改革に反対するのであれば具体的かつ合理的な理由を述べ、正々堂々と反対を行うべきである。総合規制改革会議の委員構成や、委員個人への些細な事実をあげへつらい、もって規制改革の反対とするなどは本来有り得べきではない。

以上